

社会福祉法人菜の花会役員報酬に関する報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菜の花会定款第21条の規定に基づき、定款第15条の役員に対しての報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 理事会及び役員研修会等へ出席する役員に対して、報酬5000円を支払うことができる。

2 監事が定款第18条第1項の規定により監査したときは、前項の規定に準ずる。

(出張旅費)

第3条 役員が法人業務のため出張する場合は、報酬1日分5000円を支給することができる。

(改廃)

第4条 この規程を改廃する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。